

エンドユーザーライセンス契約同意書

本コンピュータ システムには、株式会社タマヤにライセンスされたマイクロソフト製品がと搭載されているか、または本コンピュータ システムを通じてそれにアクセスすることができます。株式会社タマヤのサブライセンサーとして、お客様には、本エンドユーザーライセンス契約の条項を守って頂きます。

ご利用予定のマイクロソフト製品の名称を下表に記入してください。

商品名・バージョン

レンタルコンピュータにインストールされたマイクロソフト製品またはレンタルコンピュータによりマイクロソフト製品を利用するエンドユーザーに関するライセンス契約

マイクロソフト コーポレーションまたはその関連会社（以下「マイクロソフト」といいます）は、株式会社タマヤに上表記載のソフトウェアを使用する権利を許諾し、株式会社タマヤは、以下に定める条件により本ソフトウェアの使用をお客様に再許諾します。お客様は、以下の条件に同意されない限り、マイクロソフト製ソフトウェアを使用することはできません。

- 1. ライセンスの許諾** 本顧客ライセンス契約（以下「本ライセンス契約」といいます）は、お客様が、この場所において、お客様が株式会社タマヤからレンタルしているコンピュータ上で、または当該コンピュータにより、前記マイクロソフト、ソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」といいます）の指定バージョンを使用することを許諾するものです。なお、本ソフトウェアは、当該コンピュータの一時的な記憶装置（すなわち、RAM）に読み込まれたか、または恒久的な記憶装置（たとえば、ハードディスク、CD ROM またはその他の保存装置）にインストールされた時点で、コンピュータ上での「使用」が開始されたものとみなします。
- 2. 著作権** 本ソフトウェアは、マイクロソフトまたはそのサプライヤーに帰属し、アメリカ合衆国その他の国の著作権法および国際的な条約の規定により保護されます。したがって、お客様は、他の著作権法により保護されるもの（たとえば、書籍または音楽録音物）と同様に本ソフトウェアを取り扱わなければならない。お客様は、本ソフトウェアまたは付属文書を複製することはできません。マイクロソフトは、本ライセンス契約においてお客様に明示的に許諾されている他はすべての権利を保留します。
- 3. その他の制限** 本ライセンス契約は、お客様が本ライセンス契約により許諾された権利の行使を認められていることを証するものです。お客様は、本ソフトウェアをレンタルもしくはリースしたり、またはその他の方法で本契約に基づくお客様の権利を移転することはできません。お客様は、本ソフトウェアをリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることもできません。
- 4. 保証の不存在** マイクロソフトから提供され、お客様にサブライセンスされた本ソフトウェアおよびその付属文書は、いかなる内容の保証もなく「現状有姿」で提供されます。本ソフトウェアおよびその付属文書に関して、マイクロソフトは、明示的または黙示的のいずれを問わず、いかなる保証（商品性および特定目的に対する適合性に関する黙示的な保証を含みますが、それに限定されません。）も行いません。
- 5. 責任の排除** マイクロソフトまたはそのサプライヤーは、本ソフトウェアの使用または使用不能に起因して損害が生じた場合であっても、悪意または重過失のない限り、間接損害（結果的損害、特別損害、付随的損害、逸失利益・逸失収益、営業の中断、事業情報の損失等を含みますが、それらに限定されません。）について、マイクロソフトがそうした損害の可能性について通知を受けていたとしても、何ら責任を負いません。

レンタルする当該コンピュータ機器にインストールされたマイクロソフトのソフトウェア製品を、本契約に添付されたエンドユーザーライセンス契約に基づいて利用しなければならない事を、ここに了解します。

日付 年 月 日

会社名

ご署名

印

ご担当者様の自署にてお願いいたします。